

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区一乗寺松田町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	一乗寺緑地整備工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	左京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事面積				m2	180
電気設備工	基	1	園路広場整備工	式	1
高木植栽工	本	2	中低木植栽工	本	83
管理施設整備工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、一乗寺緑地の整備を行うことにより、緑地の適正な維持管理及び魅力向上を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
作業土工	作業土工	残土等処分	土砂		m3	5,300	処分費	
管理施設整備工	柵工	メッシュフェンス	フェンスの種類：メッシュフェンス, フェンスの規格：H=1.8m		m	34,030	材工共	
管理施設整備工	車止め工	車止め	車止めの規格：U型可動式, 車止め設置工, 材料費含む		基	97,030	材工共	

設計内訳書（本01）

工事名	一乗寺緑地整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備			式	1				
作業土工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘（参考数量）		土質：土砂, 施工方法：上記以外（小規模）	m3	20				（概）
埋戻し（参考数量）		土質区分：土砂, 施工方法：上記以外（小規模）, 土質：現場発生土	m3	10				（概）
土砂等運搬		土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）, 運搬距離3.5km以下	m3	20				（概）
残土等処分		土砂	m3	20				
電気設備工			式	1				
照明設備工			式	1				
照明灯		照明柱の規格：鋼管段付ポール, 電球の規格：防犯灯10VA型, 基礎碎石, コンクリート, 型枠, 接地設置, 材料費含む	基	1				（概）
園路広場整備工			式	1				
コンクリート系舗装工			式	1				
公園コンクリート舗装		路盤材料の種類：RC-40, 構造物の種類：鉄筋構造物, コンクリート規格：18-8-25BB, 仕上り厚：100mm	m2	16				（概）

設計内訳書（本01）

工事名	一乗寺緑地整備工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土系舗装工		式	1				
掘削	掘削:t=10cm, 小規模(標準)	m3	20				(概)
山砂舗装	仕上り厚t=10cm	m2	135				(概)
園路縁石工		式	1				
コンクリート縁石	ブロック規格:歩車道境界ブロックB種	m	21				
地先境界ブロック	ブロック規格:地先境界ブロックC型	m	33				
サーベス施設整備工		式	1				
サイン施設工		式	1				
サイン	サインの種類:注意板,サインの規格:800×500 φ61.0mm ,基礎砕石,コンクリート,型枠,サイン設置工,材料費含む	基	1				(概)
植栽工		式	1				
高木植栽工		式	1				
高木植栽(支柱有・幹巻無) (土壌改良を含む)	樹木の種類:サルスベリ,樹高(H):3m,幹周(C):0.15m, 枝張(W):1.2m,支柱の種類:二脚鳥居支柱(添木無)	本	2				
中低木植栽工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	一乗寺緑地整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
中低木植栽(支柱無・幹巻無) (土壌改良を含む)		樹木の種類:ヒラドツツジ, 樹高(H):0.4m, 枝張(W):0.4m	本	83				
管理施設整備工			式	1				
柵工			式	1				
転落(横断)防止柵		柵高:0.8m, 作業区分:プレキャストコンクリートブロック建込	m	20				
メッシュフェンス		フェンスの種類:メッシュフェンス, フェンスの規格:H=1.8m	m	30				
車止め工			式	1				
車止め		車止めの規格:U型可動式, 車止め設置工, 材料費含む	基	5				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B(昼間)	人日	36				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	一乗寺緑地整備工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 29.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 一乗寺緑地整備工事

工事場所 京都市左京区一乗寺松田町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所付近	1名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第6条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
土系舗装工	山砂舗装	山砂 (グラウンド用)
サイン施設工	サイン	サイン (注意板)
高木植栽工	高木植栽 (支柱有・幹巻無)	樹木、支柱
中低木植栽工	中低木植栽 (支柱無・幹巻無)	樹木、支柱
柵工	転落(横断)防止柵	横断防止柵
柵工	メッシュフェンス	メッシュフェンス
車止め工	車止め	車止め (U 型可動式)

第 7 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者 (又は監理技術者、或いは監理技術者補佐) 又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 8 条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書 (3-1-1-4) の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録 (出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等) と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認 (「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む)
(「共通仕様書 (3-1-1-4) の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外)

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
照明設備工	照明灯	埋戻し前の状況 (出来形寸法他)
コンクリート系舗装工	公園コンクリート舗装	埋戻し前の状況 (出来形寸法他)
サイン施設工	サイン	埋戻し前の状況 (出来形寸法他)
高木植栽工	高木植栽 (支柱有・幹巻無)	植穴径・深さ、土壌改良の配合及び攪拌状況
中低木植栽工	中低木植栽 (支柱無・幹巻無)	植穴径・深さ、土壌改良の配合及び攪拌状況

柵工	転落(横断)防止柵	埋戻し前の状況（出来形寸法他）
柵工	メッシュフェンス	埋戻し前の状況（出来形寸法他）
車止め工	車止め	埋戻し前の状況（出来形寸法他）

4 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 3.2 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

2 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受

入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第10条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第11条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の35日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第12条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第13条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ

ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第１４条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- １ 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- ２ 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- ３ 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第１５条（植栽工事における植替え）

- １ 植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね２／３以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- ２ 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- ３ 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- ４ 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
サルスベリ、ヒラドツツジ

5 以下の工種を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別
植栽工	高木植栽工	高木植栽（支柱有・幹巻無）
植栽工	中低木植栽工	中低木植栽（支柱無・幹巻無）

第16条（その他特記事項）

- 1 本工事の施工に先立ち、現地踏査を行い、施工実施数量を算出し、書面により速やかに監督職員に報告すること。
- 2 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
- 3 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 本工事における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。

箇所図



 施工箇所